

# 記載時の留意点

健康観察項目	留意点
1. 体温	「療養解除」の判断基準となるため、計測時間と解熱剤の服用の記載をお願いします。
2. 呼吸状態 ⇒SPO2 ⇒咳 ⇒息苦しさ	「療養解除」の判断材料となるため、チアノーゼの有無も併せて記載をお願いします。
3. 栄養・水分摂取 ⇒水分摂取 ⇒食事	高齢者や子どもについては、発熱や下痢等に伴い、脱水の可能性があります。水分摂取量の記載をお願いします。 ⇒必要時、1日1500ml以上の水分摂取を促してください(持病がある場合の水分摂取については主治医の指示に従ってください)。 ⇒脱水がひどい場合、外来受診(点滴等)が必要な場合があります。
4. その他	健康観察項目にない状態等で、気になる点がある場合に記載をお願いします。 ⇒在宅酸素等実施している場合は酸素量等の記入もお願いします。 ⇒脱水等で点滴を実施している場合は実施内容の記入もお願いします。

# 体調の悪化・急変の際の症状の例

緊急性の高い症状の例 ※は、同居の方がご覧になって判断した場合です。	
表情・外見	顔色が明らかに悪い ※ 唇が紫色になっている
息苦しさ等	息が荒くなった(呼吸数が多くなった) 急に息苦しくなった 日常生活の中で少し動くと息があがる 胸の痛みがある 横になれない・座らないと息ができない 肩で息をしている・ゼーゼーしている
意識障害等	ぼんやりしている(反応が弱い) ※ もうろうとしている(返事がない) ※ 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする
その他	いつもと違う、様子がおかしい ※
酸素飽和度	96%未満[中等症レベル](測定不良のこともあるので、別の指でも計測してください。)

# 解除基準

(新型コロナウイルス感染症診療の手引き 第8.1版より)

※入院中の患者(高齢者施設の入所者を含む)の場合は発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合は11日目から解除可能

## 1. 【有症状患者】

⇒発症日【注1】から7日間経過し、かつ、症状軽快【注2】後24時間経過した場合は8日目から解除可能

【注1】症状が出始めた日とし、発症日が明らかではない場合には、陽性確定に係る検体採取日とする

【注2】解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう

## 2. 【無症状病原体保有者】

⇒検体採取日から7日間を経過した場合には8日目【注3】に療養解除が可能

【注3】5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に療養解除が可能